

# 令和3年度「**洲本市子育て世帯への臨時応援給付**」 (市独自制度)のご案内



「子育て世帯への臨時特別給付」(国制度)の対象外となる、**所得制限限度額以上の世帯(特例給付対象世帯)**に対して、**市独自の臨時応援給付金を支給します!**

## 支給対象者

下記の①,②の両方を満たす方

- ①令和3年9月30日(基準日)時点で、平成15年4月2日から基準日までに生まれた児童を養育する父母等、または、基準日の翌日から令和4年3月31日までに出生した児童を養育する父母等。
- ②主たる生計維持者(父母等のうち所得の高い方)の令和3年度(令和2年中)の所得が**児童手当の所得制限限度額以上の方**。

## 支給額

児童1人につき **10万円**

## 申請不要で給付金を受け取れる方

- ・洲本市から令和3年9月分(令和3年10月15日支払分)の児童手当(特例給付)の支給を受けた方。(0歳から15歳)
- ・高校生等(15歳から18歳)を養育している方のうち、きょうだい児童手当(特例給付)を受給している方。
- ・令和3年9月~令和4年1月に出生した児童を養育し、洲本市に児童手当の申請を行った方。

※対象となる方には、令和4年2月中旬に通知文書をお送りします。

## 申請が必要な方

次に記載する方は**申請が原則必要**です。

- ・令和3年9月30日時点で**高校生等**(平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)を養育している方のうち、**令和3年9月分の児童手当(特例給付)を受け取っていない方**。
- ・令和4年2月から令和4年3月末までに出生した児童手当支給対象児童(**新生児**)を養育している父母等。
- ・所属庁から児童手当(特例給付)を受給している**公務員**。

※児童の住民票上の住所が洲本市外にある場合は、洲本市からのお知らせが届かないおそれがありますが、支給対象となる方は、お知らせ通知が届かなくても、申請書の提出は可能です。

## 申請方法・支給方法等

・申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに洲本市の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。

※申請書は、ホームページよりダウンロードしていただくか、子ども子育て課窓口にてお受け取りください。

### ・必要書類

◎申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等の写し）

◎振込先金融機関口座確認書類（通帳又はキャッシュカードの写し）

◎児童と別居している方や、公務員の方等、世帯の状況によって追加で必要な書類があります。

・提出された申請内容を確認して、審査結果を通知します。  
給付金の支給要件に該当する方には、申請書に記載した口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

・申請期限：**令和4年3月31日（木）**

※令和4年3月に出産予定で、令和4年4月分の児童手当の認定（額改定）請求をされる方は、別途お問い合わせください。

**「子育て世帯への臨時特別給付」（国制度）の対象となる方は、本給付金の対象とはなりません。**

お問い合わせは



**洲本市役所 健康福祉部 子ども子育て課**

**0799-22-1333** 受付時間 8:30~17:15 (平日のみ)

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。  
「洲本市子育て世帯への臨時応援給付金」

ご自宅や職場などに洲本市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに洲本市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。